

自衛官募集

市民課 ☎66・1110

詳しくは防衛省ホームページをご覧ください。

職種	応募資格	受付期間	試験日
予備自衛官補(一般)	18歳以上34歳未満の男女	4月3日(水)まで	4月12日(金)～15日(月)のいずれか
予備自衛官補(技能)	18歳以上55歳未満の男女		
一般幹部候補生	大学卒業(見込含む)で22歳以上26歳未満の男女	4月26日(金)まで	5月11日(土)

問合せ先 自衛隊豊川地域事務所
☎85・2411



その他の情報

3人乗り自転車を貸し出します

児童課 ☎66・1108

幼児が2人以上いる子育て家庭の支援のために、3人乗り自転車の貸し出しを行います。

◆貸し出し自転車 26インチ電動アシスト付自転車 50台(申し込み多数の場合は抽選)

※幼児2人が搭乗可能なチャイルドシートが設置してあります。

〈メーカーの定める安全基準〉

自転車	3人乗り時適正身長155cm～
フロントシート	1歳から4歳未満(体重15kgまでが目安)
リアシート	1歳から6歳未満(体重20kgまでが目安)

対象 次のすべての要件を満たしている方

①市内に住所がある16歳以上の方

②満1歳以上6歳未満の幼児が2人以上いる方

③自転車の適正な保管場所があり、その管理ができる方
貸出期間 原則1年間(自転車の引き渡しの日から平成26年3月31日まで)

※幼児の1人が満6歳となった場合は、その誕生日の前日までとなります。

貸出費用 無料

※貸出期間中の自転車のパンクやシートなどの破損した費用は自己負担となります。

※幼児用ヘルメットの貸し出しは行いません。利用の際は必ず2つご用意ください。

申し込み 2月1日(金)～28日(木)(消印有効)に申込書(児童課、市内児童館、保育園にあります)を直接または郵送で児童課へ。

軽自動車などの廃車、名義・住所変更手続きは早めに

税務収納課 ☎66・1115

軽自動車税は、毎年4月1日現在で課税台帳に登録されている所有者に課税されます。廃車、譲渡、盗難などにより実際に所有していなくても、届出をしないといつまでも税金がかかります。

も、届出をしないといつまでも税金がかかります。

軽自動車税は月割計算をしません。4月1日を過ぎてから届出をしても払い戻しはなく、毎年5月に1年分の税金を払わなければなりません。次に該当する方は早めに手続きをしてください。

①現在使用していない原動機付自転車、軽自動車などを所有している方で、廃車手続きをしていない方

②転入・転出をして、車の住所変更をしていない方

③友人、知人に車を譲渡して、名義変更をしていない方

※3月は窓口が混雑しますので、なるべく3月中旬までに届出をしてください。

●普通自動車の登録検査および廃車、名義・住所変更のお問い合わせは、豊橋自動車検査登録事務所へ。

【登録】☎050・5540・2049(自動音声)

【検査】☎0532・32・8820

※市外への名義変更・住所変更は、届出所在地や届出に必要なものが異なる場合があります。事前に届出先へ確認をしてください。

車種	原動機付自転車(125ccまで) 小型特殊自動車	軽自動車		二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)
		軽二輪(126cc～250cc)	四輪・三輪	
届出先	市役所税務収納課 税政担当	愛知県軽自動車協会 (豊橋分室) ☎0532・34・4601	愛知県軽自動車検査協会 (豊橋支所) ☎0532・34・3311	愛知陸運支局 豊橋自動車検査登録事務所 ☎050・5540・2049 ※自動音声
届出に必要なもの	〈廃車〉 ・ナンバープレート ・印鑑 〈名義変更〉 ・印鑑 (旧所有者、新所有者) ・標識交付書	〈廃車〉 ・印鑑(所有者、使用者) ・ナンバープレート ・自動車検査証(軽二輪126～250ccは軽自動車届出済証) 〈名義変更・住所変更〉 ・新使用者の住民票の写し ・自賠責保険証 ・印鑑(旧所有者、新所有者、新使用者) ・自動車検査証(軽二輪126～250ccは軽自動車届出済証) ・ナンバープレート(管轄が変更となる場合) ※手続きは、自家用自動車組合(蒲郡警察署の北 ☎69・5105)で代行します。(別途代行者手数料が必要)		